

北里大学貸与奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、北里大学教育振興基金規程第2条第1項第2号の規定に基づき北里大学及び併設校に在籍する学生が主たる家計支持者の失職、死亡又は災害による家計急変その他経済的理由により学費の支弁等に支障を生じたときに、学資の一部を貸与し、もって学業を継続させることを目的とする。

(学生の範囲)

第2条 ここでいう「北里大学及び併設校に在籍する学生」とは、次の各号の者とする。

- (1) 北里大学学生
- (2) 北里大学大学院学生
- (3) 北里大学保健衛生専門学院学生
- (4) 北里大学看護専門学校学生

2 前項の学生には、科目等履修生、研究生及び外国人留学生を含まない。

3 第1項各号に定める学生であっても、当該年度の北里大学及び併設校の学費全額免除の特別待遇奨学生(特待生)は、出願することができないものとする。

(奨学金の種類及び人数)

第3条 奨学金の種類及び人数は、次の各号に定める3種類とする。

- (1) 第1種奨学金は、第1条に定める家計急変者のうち、学年を問わず対象とし、年間10人程度とする。
- (2) 第2種奨学金は、第1条に定める家計急変者のうち、大学学生及び併設校の学生は2年次生以上、大学院学生は学年を問わず対象とし、年間10人程度とする。
- (3) 第3種奨学金は、第1条に定める家計急変者のうち、高学年生を対象とし、年間若干名とする。ただし、高学年生とは、次に定める学生をいう。
 - ア 大学4年制学部は、第3学年生及び第4学年生
 - イ 大学6年制学部は、第5学年生及び第6学年生
 - ウ 大学院は、最高学年生
 - エ 併設校は、最高学年生

(奨学金の額)

第4条 奨学金の額は、次の各号に定める額を貸与する。

- (1) 第1種奨学金は、月額5万円、年間60万円以内とする。
- (2) 第2種奨学金は、学費の2分の1相当額とする。
- (3) 第3種奨学金は、学費相当額とする。

2 前項各号に定める奨学金の資金は、原則として基金運用利息及び本奨学金返還金をもって充当するものとし、第1種は600万円、第2種及び第3種は合わせて4,400万円とする。ただし、家計急変者の状況に応じて、資金総額5,000万円の範囲内で弾力的に運用できることとする。

(奨学金の貸与期間)

第5条 貸与期間は、原則として出願年度1箇年以内とする。ただし、選考を経て、次年度に再貸与を受けることができる。

(貸与の手続)

第6条 奨学金を受けようとする者は、連帯保証人と連署の上、次の各号に定める書類を理事長あてに提出し、選考を受けなければならない。ただし、日本学生支援機構が実施する第二種奨学金の対象となる家計基準を超えないこと。その目安は、4人世帯の場合、年収1,214万円程度

(給与所得)もしくは782万円程度(給与所得以外)とする。(「日本学生支援機構」平成28年度家計基準(第2種・私立・自宅外)による)

- (1) 北里大学貸与奨学生願書(以下「願書」という。)(様式第1号)
 - (2) 北里大学貸与奨学生推薦書(以下「推薦書」という。)(様式第2号)
 - (3) 家庭の所得を証明する書類
- 2 前項各号に定める書類のほか、必要に応じて、次の各号に定める家計急変を証明する書類の提出を求めることがある。
- (1) 災害を受けた場合は、被害状況書又はこれに代わるもの
 - (2) 家計支持者の異動を証明するもの
 - (3) その他本学が必要と認めたもの
- (選考)

第7条 奨学生の選考は、日本学生支援機構が実施する奨学金制度に準拠して、原則毎年度6月及び11月に行う。ただし、出願対象となる特待生の選考については、別表1のとおり別途家計算定額の算出方法を定める。なお、第1種奨学金については、緊急を要する事態が発生した場合は、随時選考を行うことができる。11月以降に緊急を要する家計急変者が発生し、資金に余裕がないときは、予備費をもって充てることも考慮する。

- 2 奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審査するため、貸与奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 3 委員会規程は、別に定める。
(奨学生の採用)

第8条 委員会は、提出された書類を審査の上、奨学生候補者を選考し、学長に上申する。

- 2 学長は、前項の奨学生候補者につき、北里大学学部長会(以下「学部長会」という。)の議を経て理事長に採用を上申する。
- 3 理事長は、前項の手続を経て上申のあった奨学生候補者につき、採用を決定する。
- 4 奨学生の採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。
- 5 前項の通知を受けた者は、所定の誓約書を理事長に提出しなければならない。
(奨学金の交付)

第9条 第1種奨学金は、毎月1箇月分ずつ交付することを常例とし、特別の事情があるときは、2箇月分以上を併せて交付することがある。第2種奨学金及び第3種奨学金は、採用決定の翌月に一括交付する。

- 2 第1種奨学金の交付は、原則として毎月10日に奨学生本人の指定した銀行等金融機関に振り込むものとする。
- 3 第2種奨学金及び第3種奨学金は、奨学生本人の指定した銀行等金融機関に振り込むこととするが、奨学生は、入金を確認次第、速やかに学費納入手続を取らなくてはならない。
(採用取消し)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当したときは、委員会及び学部長会の議を経て理事長が採用を取り消すことがある。

- (1) 学業をおろそかにし、成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 学則の規定により、^{けん}譴責、謹慎、受験停止、停学若しくは退学の懲戒処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。
- (3) 休学し、又は退学したとき、及び除籍されたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (5) 本人から採用辞退の申出があったとき。

(6) その他委員会が奨学生として不適格と認めたとき。

(返還)

- 第11条** 奨学金の貸与が終了した者は、所定の借用証書を理事長に提出しなければならない。
- 2 奨学金の返還は、奨学生が卒業した日又は修了した日から起算して1箇年を経た後、貸与された奨学金の全額を月賦又は年賦により各回均等で最長15年以内に返還するものとする。返還期間は、別表2のとおり貸与額に応じて年数を定める。ただし、一括して返還することを妨げない。
- 3 大学学部の奨学生であった者が、卒業後引き続き本学大学院へ進学した場合、進学届（様式第4号）の提出をもって、前項に定める返還開始の時期は、大学院を修了した日から起算して1箇年を経た後とする。
- 4 前条各号に該当し、採用取消しとなった者で、退学又は除籍となった場合、直ちに貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。ただし、他学部等へ転籍した場合を除く。
- 5 奨学金の貸付けは、無利息とする。
- 6 奨学金の返還の債務充当順位は、第14条による延滞金のあるときは、まずこれに充当し、貸与が複数年にわたりなされたときは、先になされた貸与から充当することとする。

(返還の免除)

- 第12条** 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、奨学金返還の未済額を免除することがある。
- 2 前項に規定する返還免除の手続は、相続人又は連帯保証人が、所定の返還免除願に戸籍抄本を添えて、理事長に提出しなければならない。
- 3 前項の願い出があったときは、これを審査決定し、その結果を相続人又は連帯保証人に通知する。

(返還の猶予)

- 第13条** 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合、願い出によって奨学金の返還を猶予することがある。
- (1) 疾患等により返還が著しく困難になったとき。
- (2) 離職等により収入がなく、返還が著しく困難になったとき。
- 2 前項により奨学金返還の猶予を受けようとする者は、年度ごとに医師の診断書又はその事由を証明する書類を添付の上、所定の奨学金返還猶予願（様式第5号）を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(延滞金)

- 第14条** 奨学金の貸与を終了した者が正当な理由なく返還を怠ったときは、延滞金を徴収する。
- 2 前項に規定する延滞金の額は、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年5%を乗じた金額とする。
- 3 延滞金は、返還すべき額とともに、理事長の指定する日までに支払わなければならない。
- 4 第1項において、延滞金及び滞納額について、理事長が相当期間を定めて、履行の催告をなしたにもかかわらず、奨学生であった者又は連帯保証人が催告期間内に履行しなかったときは、奨学生であった者又は連帯保証人は、直ちに残全額及びこれに対する支払に至るまで年5%を乗じた延滞金を支払わなければならない。

(事務局)

- 第15条** この規程に関する事項は教学センターの所管とし、奨学金の支給及び返還業務は経理部の所管とする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会及び学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、昭和62年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 第11条第2項に定める別表は、平成18年度貸与奨学生から適用する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 第4条（奨学金の額）の規定にかかわらず、奨学金の資金総額は、平成22年度から平成24年度までの間5,000万円とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （北学総第28-09800号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

北里大学及び併設校の学費全額免除以外の特別待遇奨学生（特待生）が本奨学金を申請しようとするときは、下記のとおり本人の授業料控除額を算出して計上する。

$$(\text{特待生の授業料控除額}) = \text{授業料} - [\text{授業料} \times (\text{学費免除額} / \text{学費})]$$

別表2（第11条関係）

貸与奨学金返還年数表

貸与総額	返還年数
～600,000円	5年
601,000円～900,000円	6年
901,000円～1,200,000円	7年
1,201,000円～1,500,000円	8年
1,501,000円～1,800,000円	9年
1,801,000円～2,400,000円	10年
2,401,000円～3,000,000円	11年
3,001,000円～3,600,000円	12年
3,601,000円～4,200,000円	13年
4,201,000円～4,800,000円	14年
4,801,000円以上	15年

（参考）

【返還例】

単位：円

貸与総額	600,000	900,000	1,200,000	1,500,000	1,800,000	2,400,000	3,000,000
返還年数	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
返還回数	60回	72回	84回	96回	108回	120回	132回
返還年額	120,000	150,000	171,400	187,500	200,000	240,000	272,700
返還月額	10,000	12,500	14,300	15,600	16,700	20,000	22,700

貸与総額	3,600,000	4,200,000	4,800,000	5,400,000
返還年数	12年	13年	14年	15年
返還回数	144回	156回	168回	180回
返還年額	300,000	323,000	342,800	360,000
返還月額	25,000	26,900	28,500	30,000

（注1） 返還額は、100円未満切捨て

（注2） 返還総額に端数が出る場合は、初回に調整する。

（注3） 返還例は、おおよその返還額を目安として便宜上掲載したものであり、端数調整の関係で実際の返還年額及び返還月額とは、異なる場合もある。